令和4年3月24日

議会訓令第3号

改正 令和5年8月24日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、湯沢市議会基本条例(平成25年湯沢市条例第19号)第11条第 2項及び湯沢市議会会議規則(平成17年湯沢市議会規則第1号)第166条第1項に 規定する議会改革推進会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 議会改革推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 議会改革の推進に関すること。
 - (2) 政策立案及び政策提言に係る協議検討に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議会改革推進会議が必要と認める事項に関すること。

(会議の種類)

- 第3条 議会改革推進会議の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 全体会
 - (2) 分科会
 - (3) 政策検討会

(全体会)

- 第4条 全体会は、議員全員で組織し、その任期は議員の任期とする。
- 2 議長は、全体会を主宰し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (分科会)
- 第5条 分科会は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる議員 をもって組織し、その任期は、常任委員の任期とする。ただし、後任者が選任さ れるまで在任する。
 - (1) 議会運営分科会 議会運営委員会に所属する議員
 - (2) 総務財政分科会 総務財政常任委員会に所属する議員
 - (3) 教育民生分科会 教育民生常任委員会に所属する議員
 - (4) 産業建設分科会 産業建設常任委員会に所属する議員

- 2 分科会に委員長及び副委員長を置き、委員長は各委員会の委員長を、副委員長 は各委員会の副委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、分科会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(政策検討会)

- 第6条 政策検討会は、次に掲げる者をもって組織し、各常任委員会から選出された議員の任期は、常任委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。また、全体会で選任された議員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
 - (1) 総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会から選出された議員 各2名
 - (2) その他の議員から募集し、全体会で選任された議員 若干名
- 2 政策検討会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、政策検討会において互選する。
- 4 会長は、政策検討会を主宰する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(提案)

第7条 議員又は常任委員会は、議会改革推進会議で議題にしようとする案件があるときは、議会改革推進会議議題提案書(別記様式。以下「提案書」という。) を議長に提出するものとする。

(選定)

第8条 議会改革推進会議で協議する政策テーマ等は、議長に提出された湯沢市議会 会意見交換会実施要綱(令和4年湯沢市議会訓令第2号)第3条に規定する意見 交換会実施報告書(以下「報告書」という。)及び提案書から、政策検討会で選 定するものとする。

(全体会の運営)

- 第9条 全体会は、議長が招集する。
- 2 全体会は、政策検討会から提案された政策テーマ等を審議するとともに、担当 分科会を決定するものとする。

- 3 全体会は、分科会から提案された政策等原案を審議するものとする。
- 4 前条及び前2項の規定にかかわらず、常任委員会から提出された提案書については、全体会で審議するものとする。
- 5 全体会の議事は、共通理解と合意形成により、全会一致をもって決定するもの とする。
- 6 議長が必要と認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 前項の規定により出席した議員以外の者は、議長の許可を得て発言することができる。
- 8 全体会は、分科会及び政策検討会の討議内容について、分科会の委員長及び政 策検討会の会長から適宜報告を受けるものとする。

(分科会の運営)

- 第10条 分科会は、委員長が招集する。
- 2 分科会は、全体会で選定された政策テーマ等に関する調査研究を行い、政策等の原案を作成するとともに、経過並びにそれらの成果を全体会に報告するものと する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、分科会委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 前項の規定により出席した分科会委員以外の者は、委員長の許可を得て発言することができる。

(政策検討会の運営)

- 第11条 政策検討会は、会長が招集する。ただし、初回の政策検討会は、議長が招 集するものとする。
- 2 政策検討会は、選定した政策テーマ等の提案理由、資料等を添えて全体会へ提 案するものとする。
- 3 政策検討会が必要と認めるときは、政策検討会員以外の者の出席を求めること ができる。
- 4 前項の規定により出席した政策検討会員以外の者は、会長の許可を得て発言することができる。

(会議の公開)

第12条 議会改革推進会議の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。 ただし、全体会の議長、分科会の委員長及び政策検討会の会長は、必要があると 認めるときは、会議に諮ってこれを非公開とすることができる。

(記録)

第13条 議長は、職員に議会改革推進会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を 記載した記録を調製させるものとする。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、議会改革推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月24日議会訓令第1号)

この訓令は、令和5年8月24日から施行する。